

指導医療官 大内 慎一郎 東北厚生局秋田事務所

平成13年の中央省庁再編により、厚生省と労働省が統合し厚生労働省が設置され、それに伴い、厚生労働省が所管する事務の一部を全国に置かれた7局1支局の地方厚生局に移管しました。東北6県においては、東北厚生局がこれを管轄しています。

その主な役目は、医療、福祉、保険などを支え、国民一人ひとりが充実した生活を送れるよう、さまざまな課題に取り組むことです。この医療の分野の一環として、健康保険事業の健全な運営のために、局内には指導監査課・各県事務所があります。

各県においては、保険医療機関の施設基準が届け出を満たしているかチェックする審査部門と、診療報酬請求がルールを守って適切に行われているかチェックする指導部門に分かれています。指導医療官は指導部門での仕事が主になります。

指導の方法に関して、先ず面談方式による個別指導があります。指導対象の保険医療機関の先生とレセプトを見ながら、レセプトで算定している項目について、法令で求められている要件が守られているか、診療録をひとつひとつ確認します。次に、このような面談方式の指導とは別に、一カ所の会場に保険医療機関の管理者、請求事務担当者等が集まってもらい、スライドを使って講演会方式で行う集団指導が年数回あります。

これらの指導にあたっては、医学的な専門知識を活かして、診療報酬を算定する要件を解説し、適正な保険診療が行われるよう指導することがポイントです。臨床と診療報酬のルールを繋ぐパイプ役のような存在と言えます。そのためには日常業務に於いて、医科点数表の解釈や解説書を理解して、法令に関する知識を身につけることが必要です。そして、指導対象の保険医療機関のレセプトから指導のプランをたて、質問事項や指導内容を具体的に作成し指導に向かいます。

週5日制で8時30分から17時15分までの勤務です。夏季には3日の特別休暇が取れ、長期の旅行計画を立てることもできます。

私事ですが、消化器外科の勤務医として38年間、診療に従事した後、縁あって指導医療官になりました。これまで、移動はすべて車でしたが、通勤が徒歩に変わりました。30分ほどの道のりですが、桜、チューリップ、アジサイ、向日葵、コスモスと四季折々に咲く草花を観ながら通勤します。適度な運動で、腰回りが少しすっきりしました。

職場のスタッフはとにかく親切で、良く面倒をみてくれ、気持ちよく仕事ができます。また、個別指導の出張先では地域で評判の店に立ち寄り、おいしい昼食をとったり、歓迎会や懇親会では秋田ならではの様々な地酒が集まり、こんなに美味しいお酒があったのかと、新発見の宴席になったりします。また、年2回程度の学会出張費が支給され、専門領域の研鑽を深めることができると同時に、専門医の資格も確保できます。昨年は鹿児島に行き、雄大な桜島が印象的でした。

臨床の頃とは違い、自分の計画の下に自由に時間を使うことができます。診療報酬の改定を通して医療の改革は進められています。診療報酬の仕組みを理解することは、医療を臨床とはまた別の視点で見ることに繋がります。この業務に関心を持たれた方は是非、東北厚生局の方にご連絡ください。

厚生労働省東北厚生局

採用情報

(指導医療官（医科）)



<問い合わせ先>

〒980-8426 宮城県仙台市青葉区花京院1-1-20 花京院スクエア21階
厚生労働省東北厚生局管理課
電話 (022) 206-5215 (直通) FAX (022) 726-9268
厚生労働省東北厚生局総務課
電話 (022) 726-9260 (直通) FAX (022) 726-9267
※ ご来館の際は、身分証（運転免許証など）をご持参ください。



厚生労働省

指導医療官（医科）とは

東北厚生局では、医学上の専門的知見から、保険診療の取扱いや診療報酬請求の内容等について、保険医療機関等に対する指導・監査等を行う指導医療官（医科担当）を募集しています。

指導医療官（医科）の業務

集団指導・個別指導等

- ・ 保険医療機関等及び保険医等に対して、保険診療の取扱いや診療報酬請求事務、診療報酬改定内容について、集団指導又は個別指導等を行います。

監査

- ・ 診療内容又は診療報酬請求に不正又は著しい不当が疑われる保険医療機関等に対する監査を行います。

指導・助言

- ・ 保険者、審査支払機関、保険医療機関等及び保険医等に対する診療報酬の疑義解釈、点数表解釈等に関する指導、助言を行います。

保険診療の取扱いの周知の一例

集団指導



保険医療機関等の従事者を一堂に集めて説明

採用基準、勤務条件等

	指導医療官	指導医療官（任期付採用）
採用基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師免許を有する者で、病院又は診療所において原則として5年以上の臨床経験が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記に加え、大学病院等に勤務している者、又は退職後概ね2年以内である者で、高度で専門的な知識・経験を有する者を、期間を決めて採用することが出来ます。 (注) 任期は最大5年。
勤務条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国家公務員（厚生労働技官）として採用されます。 ・ 勤務地は、東北厚生局の本局又は各県事務所になります。 ・ 給与は、医療職俸給表（一）が適用され、扶養手当、住居手当、通勤手当・期末・勤勉手当、超過勤務手当などが支給されます。 ・ 勤務時間は東北厚生局の本局は9時15分から18時00分、各県事務所は8時30分から17時15分で、土曜日曜、祝祭日、年末年始は休日です。また、年次休暇のほか、病気休暇、特別休暇（夏季休暇、結婚・出産に伴う休暇等）、介護休暇があります。 	
定年等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定年は65歳になった年度の3月31日です。定年後1年更新で最大3年間勤務延長ができる制度があります。（最長で68歳になった年度の3月31日まで） ・ 68歳以降は、保険指導医（非常勤）として勤務可能です。（年齢制限なし） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年齢制限はありません。
勤務態様	<ul style="list-style-type: none"> ・ フレックスタイム制（自己申告により勤務開始及び終了時間を変更可能）、外部医療機関等が行う研究に参加する制度、女性医師登用の推進（育児休業、育児短時間勤務、育児時間の取得）があります。 	

指導医療官 石河 育慧 東北厚生局岩手事務所

平成29年より岩手県で指導医療官として働いています。指導医療官は、保険医療機関、保険医に対して正しく保険診療を行う為の指導・監査等を行う厚生労働技官です。私の経験を通して、指導医療官の仕事について紹介させていただきます。

2011年3月11日東日本大震災が起こりました。当時、私は岩手県沿岸の病院で臨床研修をしていました。高台にある病院には、他院に通院していた患者等、これまでの診療状況が分からない方が多く受診されました。混乱が起きている最中で、資源も限られており、震災前と同等の医療が必ずしも提供できたわけではありません。カルテも最小限の記載しか出来ませんでした。

この時の診療には災害救助法が適用され、後に医療機関が概算での診療報酬請求を行うことが特例で認められました。保険者を特定できない場合であっても、患者の方の住所や事業所名を記載することにより審査支払機関に医療費を請求することが可能となり、医療費は医療機関に全額支払われました。

国民皆保険制度、そして保険診療という仕組みが成り立っているからこそ、緊急時においても、このような柔軟な対応ができたと思います。

そもそも保険診療とは健康保険法等の医療保険各法に基づき、保険者と保険医療機関との間の公法上の契約に基づいて行われるものです。保険診療を行う上では医療保険各法、療養担当規則等のルールを守る必要があります。保険診療の仕組みを崩壊させないために、そのルールについて教育、指導するのが指導医療官の仕事の一つです。

臨床研修修了後は産婦人科医として岩手県内外で働きました。めまぐるしい生活に、やりがいと少しの疲れを感じていた時、「指導医療官をやってみないか」という声をかけていただきました。最初は臨床を離れることへの恐れを感じていたのですが、「やろうと思えばやり直す事もできる。今しかチャンスはない。」と考え、指導医療官になりました。

指導医療官になり、最初に行ったことは『医科点数表の解釈』の熟読です。指導を行う際、被指導者である先生方に指摘事項を納得していただく必要があります。保険指導医（非常勤で指導等を行う）の先生、他県の指導医療官の先生や事務所の事務官の方々と算定要件の解釈について議論しながら理解を深め、自分の言葉で分かりやすく説明できるように、いつも準備をしています。

指導医療官になって半年で産休・育休をいただくことになり、各方面にご迷惑をおかけしました。指導医療官は各県1名（宮城県を除く）ですが、バックアップ体制も整っています。私が産休・育休を頂いた際には、保険指導医の先生が代わりに指導を行ってくださいました。

育児と仕事を両立するための制度も充実しており、現在は育児時間を使って、勤務時間を1時間短縮しています。1時間あれば保育園のお迎え前に夕食の準備等の家事を行うことができます。家事が早く終われば、子供とのコミュニケーションの時間も増えます。

また、公務で学会に参加することが出来ます。臨床の現場を離れていると、学会で最新の医療技術・知識を貪欲に吸収しようという気になります。その他、条件を満たせば兼業を行えるようにもなりました。専門医資格の更新に関しても、各種学会が柔軟な対応を検討しているようです。

指導医療官という仕事は簡単な仕事ではないかもしれませんが。責任は重いですし、絶え間ない自己研鑽が必要で、法律などの今まで踏み入れたことのない分野に踏み込まなければならないこともあります。しかし、指導医療官としての経験は医師人生のかけがえのないものとなるでしょう。臨床に復帰することがあれば、また違う視点を持ってより良い診療を行えると思います。

指導医療官の仕事に興味がある方、迷っている方、是非東北厚生局に一度ご連絡ください。引き返せない道ではありません。まず一歩踏み出してみてもどうでしょうか。